

インターネット人権侵害防止条例に基づく削除要請等の実施状況
【令和7年度（令和8年1～3月分）】

	外国人	部落差別	性的マイノリティ	その他	合計
プラットフォーム事業者等への削除要請(条例第9条)	8 (2)	25 (6)	3 (1)	0 (0)	34 (7)
発信者への指導助言(条例第10条)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ カッコ書きは削除された投稿数

※ 複数項目に該当する場合があるため、合計が一致しないことがある

※ 集団等への差別的言動については、対象とされた集団等の規模が大きく、個々の構成員に対する権利侵害が認め難い場合、条例に基づく「削除要請」の対象とはならないが、プラットフォーム事業者に「情報提供」（39件）を行い、約款に基づく削除の検討を促している

【インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例】

（削除措置の要請）

第9条 知事は、次に掲げる場合には、特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう要請することができる。

(1) 特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があった場合（当該者が特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう申出を行ってもなお当該申出に係る削除措置が講じられていない場合に限る。）

(2) 前条第1項の措置により集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合

（指導又は助言）

第10条 知事は、前条の規定による要請を行ってもなお削除措置が講じられていない場合で、人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、当該者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。